### 市第 119 号議案

横浜市職員定数条例等の一部改正

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める

令和5年2月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

# 横浜市条例(番号)

横浜市職員定数条例等の一部を改正する条例

(横浜市職員定数条例の一部改正)

第1条 横浜市職員定数条例(昭和28年4月横浜市条例第13号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「16,791人」を「16,742人」に、「1,53 0人」を「1,532人」に改め、同項第3号中「19,317人」を「19,530人」に改め、同項第4号中「15人」を「16人」に、「16人」を「17人」に改め、同項第8号中「3,639人」を「3,665人」に、「3,640人」を「3,666人」に改め、同項第9号中「1,520人」を「1,500人」に改め、同項第11号中「1,651人」を「1,671人」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第30項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第6条の規定による改正前の横浜市職員定数条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例(令和4年9月横浜市条例第26号)附則第30 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第6条 市第 119 号

の規定による改正前の横浜市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「45,742人」を「45,933人」に、「2,484人」 を「2,542人」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 提案理由

新規の業務への対応及び既存の業務の見直しに伴い、職員の定数を変更するため、横浜市職員定数条例等の一部を改正したいので提案する。

#### 参 考

#### 横浜市職員定数条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(職員の定数)

第2条職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

市長の事務部局の職員 (1)

<u>16,742 人</u> 16,791 人

(うち社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第16条に定める職

員 
$$\frac{1,532 \, \text{人}}{1,530 \, \text{人}}$$
)

(第2号省略)

教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他

の教育機関の職員

<u>19,530 人</u> 19,317 人

選挙管理委員会の職員

書記長

1 人

書記その他の職員

計

<u>17 人</u> 16 人

(第5号から第7号まで省略)

(8) 消防職員

消防長

1 人

消防長以外の消防職員

3,665 人 3,639 人

計

3,666 人3,640 人

水道局の職員 (9)

1,500 人 1,520 人

(第10号省略)

医療局病院経営本部の職員 (11)

<u>1,671 人</u> 1,651 人

(第2項から第4項まで省略)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第30項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第6条の規定による改正前の横浜市職員定数条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(職員の定数)

第2条 (第1項省略)

2 前項各号に掲げる職員の定数の合計 45,933 人 45,742 人のうち地方公務員 法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1 項及び第2項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の定数 は、2,542人 2,484人とする。

(第3項及び第4項省略)